

## 借地・借家人という私人間の権利関係を公正、公平に合理的に調整する

121-衆-法務委員会-3号 平成3年9月6日

○清水（湛）政府委員 ちょっとお言葉を返すようでまことに恐縮でございますけれども、私どもは、借地借家法というのは民事法であり、借地・借家人という私人間の権利関係を公正、公平に合理的に調整する、こういうことが目的であり、直接開発行為だとかそういうことを目的とし、これを意図した法律ではない、こういうふうに理解しているわけでございます。現実には私どもは民事局でこの法案を扱っているわけでございますが、法務省にはそういう開発関係の専門家はだれもないというのが実情でございます。

借地法で申しますと、この第六条の正当事由に関する規定というのは、これまで判例が集積してきて、まさに借地人と地主の権利関係を公正、公平に調整するという見地からいろいろな要素を判例で積み重ねてきたわけでございますが、そういう長年にわたってきたものをいわば明文化したというものでございまして、開発行為を助成するというようなことは全く考えていないわけでございます。そういう意味で、開発行為を促進するというようなことが隠された意図にあるというようなことは毛頭ございませんので、そのところは御理解を賜りたいと思う次第でございます。